２．資本剰余金を減額したコスト等　1,404,249

３．機会費用　※

国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	64	
政府出資の機会費用	740,868	740,933

４．（控除）国庫納付額　―

５．国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト　15,381,218

※　⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

土地及び建物は、近隣の地代や家賃等を参考に計算している。

工具器具備品は、減価償却費相当額で計算している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算している。

Ⅴ．収益認識に関する注記

本学は、以下に記載する内容を除き、国立大学法人会計基準等第77条における収益に重要性が乏しいため、注記を省略している。

⑴　収益の分解情報

本学は教育・研究・診療業務を実施しており、国立大学法人会計基準等第77条を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、附属病院の診療による附属病院収益28,119,795千円である。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ．重要な会計方針」の「９．附属病院の診療に係る収益」に記載の通りである。

Ⅵ．資本剰余金を減額したコスト等

退職給付増加相当額のうち、国又は地方公共団体からの出向職員に係るものは1,902千円である。

Ⅶ．キャッシュ・フロー計算書

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	9,790,661千円
うち定期預金（控除）	△　2,000,000千円
資金期末残高	7,790,661千円

２．重要な非資金取引

⑴　寄附による資産の取得

工具器具備品	140,330千円
図書	2,064千円
計	142,395千円

⑵　ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	549,373千円
計	549,373千円

３．科学研究費補助金等は、預り金の増減として純額表示されている。

Ⅷ．退職給付関係

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用している。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算している。

２．確定給付制度

⑴　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	340,815千円
退職給付費用	105,926千円
退職給付の支払額等	51,950千円
期末における退職給付引当金	394,791千円

⑵　退職給付に関する損益

簡便法で計算した退職給付費用	105,926千円

３．退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額	112,569千円

Ⅸ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については国立大学法人法第35条の２が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の５第２項の規定に基づき、投資適格以上の社債を保有している。なお、当該運用資金は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含しているが、資金運用管理細則に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や管理運用業務の実施状況を監視するために設置された資金運用管理委員会に報告している。また、未収附属病院収入は、債権管理事務取扱要項に沿ってリスク管理を行っている。

長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入を実施している。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差　額
⑴　有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	2,107,705	2,000,052	△　107,653
⑵　長期借入金	(21,363,790)	(18,500,287)	2,863,502
⑶　未払金及び長期未払金	(5,390,180)	(5,405,099)	△　14,918

（＊１）負債に計上されているものについては、(　) で示している。

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の３つのレベルに分類している。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

⑴　有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価は、取引金融機関から提示された相場価格に基づき算定している。

なお、当該有価証券等は社債であり、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類している。